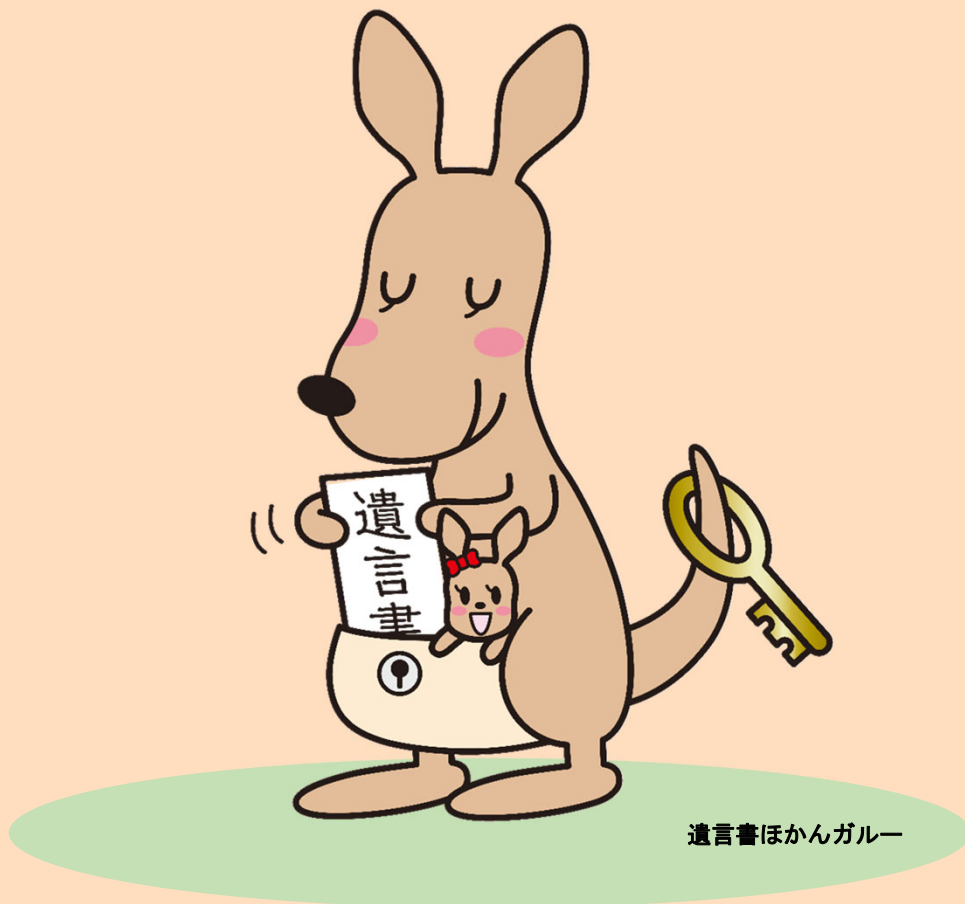


遺言書保管申請 ガイドブック



遺言書ほかんガルー

● 目次

自筆証書遺言書保管制度について…………… 01

ステップ1 遺言書を作成する…………… 02

ステップ2 申請書を作成する…………… 10

ステップ3 セルフチェックする①…………… 17

ステップ4 セルフチェックする②…………… 18

重要①・② 添付書類等と予約について…………… 19

自筆証書遺言書保管制度について

1 遺言書について

遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて、法的な効果を持ちます。

相続であなたの意思を実現させるためには、遺言書が必要です。

遺言書には主に自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があります。

法務局に預けることができるのは自筆証書遺言によって作成された遺言書です。

	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none">・遺言者本人（15歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書できれば一人で作成することができる。・証人は不要		<ul style="list-style-type: none">・公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。・公証人は、遺言能力や遺言内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。・遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	自宅など適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は 1件3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

※公正証書遺言に関するご相談は、公証役場へお問合せください。

2 本制度について

自筆証書遺言のメリットは損なわず、主に管理上の問題点を解消する方策として、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が創設されました。

1通3,900円で、原本及び画像データを長期間適正に管理します（原本：遺言者死亡後50年間／画像データ：遺言者死亡後150年間）。

さらに、本制度の遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。

また、相続開始後は、相続人等からの遺言書の閲覧や証明書の交付請求等に対応いたします。遺言書情報証明書の交付手数料は1通1,400円です。同証明書の交付請求の手続には、添付書類として、遺言者の法定相続情報一覧図又は遺言者・法定相続人等の除籍・戸籍謄本や住民票（外国籍の場合は、本国の官公署が発行した証明書及び訳文）などが必要です。

詳しくは、法務局にお尋ねください。

ステップ1

遺言書を作成する

1. 遺言書作成上の要件と注意事項を確認しましょう。

遺言書記載例① 財産目録を添付しないで作成した例
署名、押印等の基本的な要件と様式上のルールを確認します。

P03～
P04

遺言書記載例② 自書によらない財産目録を添付して作成した例
自書によらない財産目録に関する要件と注意事項を確認します。

P05～
P07

遺言書記載例③ 受遺者・遺言執行者を定めて作成した例
受遺者・遺言執行者の定め方、遺言書の文言を変更する方法を確認します。

P08～
P09

2. 法務局では、遺言書の内容に関する相談には応じることができません。

自筆証書遺言は、一人で作成することができるというメリットがありますが、ご自身のみで作成することに不安を感じる方も多いと思います。

もし、どうしても遺言書の内容について、不明な点がある場合や相談したい場合は、**弁護士等の法律の専門家にご相談ください。**

3. 保管する遺言書の内容について有効性を保証することはできません。

法務局では、遺言書について、日付や氏名の記載、押印の有無等の形式的なチェックのみを行うため、遺言書の内容が有効かどうかを審査したり、アドバイスすることはできません。

関連ホームページ

法務省ホームページ 自筆証書遺言書保管制度

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務局手続案内予約サービス

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言・相続等についての相談

兵庫県弁護士会遺言・相続センター TEL 078-382-4115（平日13:00～16:00）

兵庫県司法書士会総合相談センター TEL 078-341-2755（平日9:00～17:00）

1 遺言書の記載例①

～不動産と預金を推定相続人に相続させる場合～

実際の遺言書の記載例から民法上の要件や本制度を利用する上でのルールと注意事項を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで作成した遺言書になります。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、
長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 土地

所在：東京都千代田区九段南一丁目
地番：〇番〇 地目：宅地 地積：〇〇平方メートル

(2) 建物

所在：東京都千代田区九段南一丁目〇番地〇
家屋番号：〇番〇 種類：居宅 構造：〇〇
床面積：〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべて
を、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続
させる。

(1) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）
(2) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）

令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎

余白10ミリメートル以上

遺言

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

用紙がA4サイズ

文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものである必要があります。

余白の確保

上側5ミリメートル以上
下側10ミリメートル以上
左側20ミリメートル以上
右側5ミリメートル以上の余白が必要です。

片面のみに記載

裏面にはなにも記載しないようにします。
契印も不要です。

ページ番号を記載

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。

本制度の様式上のルールについて

民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、守っていただかなければならない様式上のルールがあります（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式）。

- ①A4サイズ
- ②上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白を確保する
- ③片面のみに記載
- ④各ページにページ番号を記載
（1枚のときはページ番号の記載は不要）
- ⑤複数ページでも、とじ合わせない
（封筒も不要）



遺言書全文の自書

ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。

遺言書の作成日付の自書

作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。

✗「〇年〇月吉日」などの記載は不可

遺言者の署名

遺言者の氏名は、住民票などの記載どおりに記載します。

✗ペンネームの記載は不可

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法第968条第1項の要件）

自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず遺言者が自書し、押印する必要があります。記載例①を見てみると、この要件を満たしていることがわかります。

財産の特定について

財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を自書する場合は、財産の特定について疑義が生じないように、不動産の場合は登記事項証明書等で確認するなどして、間違いがないように記載する必要があります。



2 遺言書の記載例②

～登記情報や通帳のコピーを財産目録として添付する場合～

記載例②は自書によらない財産目録を添付して作成した遺言書になります。
自書によらない財産目録に関する要件と注意事項を確認しましょう。

財産の特定

財産目録を添付して遺言書を作成する場合は、別紙1、別紙2などと記載して財産を特定しましょう。

推定相続人の場合

「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。「遺贈する」とした場合には、申請書に受遺者として記載する必要があります。(P13・14参照)

人物の特定

氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物の特定ができるように記載しましょう。

付言事項がある場合は、本文に自書します。財産目録に記載しないように注意しましょう。

遺言者の住所や生年月日は、必須の記載事項ではありませんが、記載した場合でも削除する必要はありません。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

- 1 遺言者は、遺言者の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 遺言者は、遺言者の所有する別紙2の預金のすべてを、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 付言事項
一郎と雪子には、これまでどおり仲のいい関係を続けてくれるように願っている。

令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎 (遺言)

(昭和〇年〇月〇日生)

1/3

余白10ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

財産目録は、自書でなく、不動産(土地・建物)の登記事項証明書等を添付する方法で作成することができますが、その場合は、その目録の全てのページに署名押印が必要です(民法第968条第2項の要件)。

財産目録も記載例①で確認したA4サイズ、余白、片面等の様式上のルールを守っていただく必要があるのは同様です。

※財産目録を自書によらず作成した場合は、その目録のページに、「相続させる」などの記載をすることはできません。財産の内容以外の事項は、遺言書本文に自書する必要があります。

余白5ミリメートル以上

別紙 1

2020/04/01 08:40 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製 [金立]	不動産番号
地図番号 [金立]	境界特定 [金立]		△△△△△△△△△△△△△△
所在 △△△△区□□□一丁目		[金立]	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)
1番2	宅地	300.00	1番から分筆 [平成20年10月14日]
所有者 △△△△区□□□一丁目1号 民事記子			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民事記子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 借権額 金4,000万円 利息 年2.6% (年365日割計算) 担保金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎 抵当権者 △△△△区□□□一丁目1番6号 株式会社○○銀行

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

遺言太郎 (遺言)

2 / 3

余白10ミリメートル以上

余白20ミリメートル以上

不動産の場合

所在、地番、家屋番号等により不動産を特定できれば、登記事項証明書の一部分やコピー(縮小可)を財産目録として添付することができます。

※別紙1は、登記情報提供サービスを利用して印刷した例です。

コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っている必要があります。

鮮明に写っていない財産目録は、相続開始後、遺言書の内容を証明書(遺言書情報証明書)として発行するときに内容が読み取れないおそれがあるので注意しましょう。

署名と押印

自書によらない財産目録を添付する場合は、その各ページに署名し、押印する必要があります。署名は必ず自書する必要があります。

銀行の通帳やカードのコピーを財産目録として作成することができます。

銀行名、支店名、口座名義、口座番号が明確に読み取れるように、鮮明に写っているかどうかを確認しましょう。

なお、自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできませんので注意しましょう。

銀行の通帳やカードの場合

印字が薄い又は濃いなどにより、銀行名や口座番号等が読み取れない場合は、印刷・コピーをやり直していただく必要があります。

用紙について

A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使用してください。感熱紙等の長期間保存に適さない用紙は避けましょう。

署名と押印

各ページに署名し、押印する必要があります。

ページ数

財産目録を含めた遺言書全体の枚数のうちの何枚目かがわかるようにページ数を記載します。下の余白（10mm）にかからないように注意しましょう。

別紙 2

別紙 2

イゴン タロウ サマ

店番号 〇〇〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

株式会社 ●●● 銀行(銀行コード)

お取引店 〇〇〇〇支店 お客さまコード △△△△△△△

電話 00-0000-0000

遺言 太郎



3 / 3

余白5ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

余白10ミリメートル以上

3

遺言書の記載例③

～受遺者及び遺言執行者を定める場合～

記載例③では、受遺者、遺言執行者の定め方や遺言書の内容の変更方法を確認しましょう。文字の変更がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更の旨を付記して署名し、変更箇所を押印をする必要があります（民法第968条第3項の要件）。

 余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の1及び2の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の~~不動産~~^{預金}のすべてを、次の者に遺贈する。

住所 東京都千代田区九段南1丁目1番15号
 氏名 甲山花子
 生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 東京都板橋区板橋1丁目44番6号
 氏名 東京和男
 職業 弁護士
 生年月日 昭和40年11月15日

令和5年7月10日

住所 ○〇県○市○町○丁目○番○号

遺言太郎 

上記2中 3字削除2字追加 遺言太郎

変更場所の指示

署名

 余白10ミリメートル以上

余白20ミリメートル以上

文言の変更・追加

変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。

修正テープや修正インクで修正することはできません。変更等があるときは書き直すことをおすすめします。

受遺者の記載

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。申請書に受遺者としての記載が必要です。（P13・14参照）

遺言執行者の記載

氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物が特定できるように記載します。

遺言執行者はご家族や知人から選ぶことができ、複数人指定することもできます。

遺言執行者を指定した場合は、申請書に遺言執行者としての記載が必要です。（P13・14参照）

記載例③の財産目録はパソコンで入力して作成・印刷したものです。

財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以外の事項は遺言書本文に自書しましょう。

署名は必ず自書する必要があります。
財産目録の変更方法も遺言書本文と同様です。
署名部分をパソコン等で入力して作成することはできないため、記載例③の財産目録はこれを自書に変更したものです。
文言の変更方法をもう一度確認しましょう。

①変更場所の指示
②変更した旨
③署名
④変更箇所への押印

平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合は、財産目録も自書である必要があります。

ページ数は、民法上求められる記載ではないため、修正しても署名・押印等は不要です。

別紙

目録

1 所在 東京都府中市新町
地番 2 番 4 4
地目 宅地
地積 ○○○平方メートル

2 所在 東京都府中市新町 2 番地 4 4
家屋番号 2 番 4 4
種類 居宅
構造 木造かわらぶき○階建
床面積 ○○○平方メートル

3 ○○銀行○○支店
(店番号○○ 口座番号○○○○○)

遺言太郎
~~遺言太郎~~ 遺言

④変更箇所への押印

上記署名中 4 字削除 4 字追加 遺言太郎

①変更場所の指示 ②変更した旨 ③署名

2
頁 / 2

余白5ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

余白10ミリメートル以上

ステップ2

申請書を作成する

1. 管轄について

遺言書の保管の申請は、次の3つのいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば、どこでも可能です。ご自身にとって一番便利な法務局（遺言書保管所）を選んでください。

- ①遺言者の住所地がある都道府県
- ②遺言者の本籍地がある都道府県
- ③遺言者が所有する不動産の所在地がある都道府県

※出張所では、遺言書の保管に関する業務を行っていません。

※管轄が不明な場合は、最寄りの法務局にお尋ねください。

2. 申請書の入手方法

- ① 申請書の様式は、法務省HPからダウンロードできます（使用する際は、必ず「Adobe Acrobat Reader」で開いてください。）。
ご自宅のパソコンで作成する、または印刷して手書きで作成することが可能です。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

- ② 最寄りの法務局窓口で入手することができます。



3. 申請書を作成する際の注意点

申請書はスキャナーで読み込むため、特に以下の点にご注意ください。

- ・両面印刷はしないでください。
- ・拡大、縮小印刷はしないでください。
- ・A4サイズ以外の用紙で印刷はしないでください。

兵庫県内の遺言書保管所一覧

法務局	電話番号	法務局	電話番号
本局	078-392-1821	姫路支局	079-225-1915
西宮支局	0798-26-0061	加古川支局	079-424-3555
伊丹支局	072-779-3451	社支局	0795-42-0201
尼崎支局	06-6482-7401	龍野支局	0791-63-3221
明石支局	078-912-5511	豊岡支局	0796-23-0417
柏原支局	0795-72-0176	洲本支局	0799-22-0497

1

遺言者欄

申請書を作成する上での注意点を見ていきましょう。

申請書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。

申請書を提出する日を右詰めで記入してください。1桁の場合は0は不要です。
(以降、年月日を記入する場合は同じです)

作成年月日

遺言書に記載されている作成年月日を記入してください。

遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍は、住民票等の記載どおりに正確に記入してください。
フリガナについては、濁点、半濁点（「ゴ」や「プ」等）は同じマスに記入します。

遺言者が筆頭者である場合には、「☐遺言者と同じ」にチェックするのみで筆頭者の記入は不要です。

申請書の当該ページ数と総ページ数(1/5、2/5など)を記入してください。総ページ数には、①手数料納付用紙を含み、②遺言書は含みません。

[illegible]

平日に連絡の取れる遺言者の電話番号を左詰めで記入してください(ハイフンは不要)。



1001

ページ数

1 / 5

2 遺言者本人の確認・記入等欄

この申請に係る遺言書が、申請者自身が自書して作成したもので間違いなければ、☐にチェックしてください。

遺言者の住所地又は本籍地を管轄する遺言書保管所に申請する場合は、記入不要です。
遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に申請する場合は、☐にチェックし、遺言者が所有する不動産の所在地を記入してください。

【遺言者本人の確認・記入等欄】※以下の事項について、全て確認の上、記入してください。また、該当する☐にはレ印を記入してください。

☐ 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に保管の申請をする。

(注) 不動産の所在地を記入してください。

都道府県	<input type="text"/>	市区町村	<input type="text"/>
大字丁目	<input type="text"/>		<input type="text"/>
番地	<input type="text"/>		<input type="text"/>

☒ 申請に係る遺言書は、私が作成した民法第968条の自筆証書による遺言書に相違ない。

☐ 現在、遺言書保管所に他の遺言書が保管されている。

① 他の遺言書が保管されている場合は、その保管番号を記入してください。

(注) 複数ある場合には、備考欄に記入してください。

保管番号 H - - -

② 上記①の遺言書が保管された後、氏名、出生年月日、住所、本籍(外国人にあっては、国籍(国又は地域))又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、その変更内容を記入してください。

変更内容

☐ 上記①の保管番号の遺言書について、上記②の変更内容に基づく変更届出を行う。

(注) 変更を証する書類を添付してください。

手数料の額

金 3,900円

備考欄

遺言書の総ページ数

3 ページ



1002

ページ数

2 / 5

備考欄

記入欄が不足する場合や補足として記入すべき事項がある場合には備考欄に記入します。

遺言書の総ページ数を記入してください。

財産目録を添付している場合は、当該財産目録の枚数もページ数に含めてください。

3 受遺者等・遺言執行者等欄

【受遺者等・遺言執行者等欄】※遺言書に記載している受遺者等又は遺言執行者等の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の番号		1 番	
<small>(注) 受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。</small>			
受遺者等又は遺言執行者等の別		☒ 受遺者等 ☐ 遺言執行者等	
<small>(注) 受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。</small>			
氏名	姓	甲 山	
	名	花 子	
<small>(注) 法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。</small>			
住所	〒	1 0 2 - 8 2 2 5	
		東京都千代田区九段南 1 丁目	
	番地	1 番 1 5 号	
	建物名	九 段 第 2 合 同 庁 舎	
出生年月日	3	1: 令和 / 2: 平成 / 3: 昭和 / 4: 大正 / 5: 明治 / 6: 不明 (注) 6: 不明の場合、年月日は記入不要です。	
		4 5 年 4 月 1 5 日	
会社法人等番号			
<small>(注) 法人の場合のみ記入してください。</small>			

受遺者等又は遺言執行者等の番号		2 番	
<small>(注) 受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。</small>			
受遺者等又は遺言執行者等の別		☐ 受遺者等 ☒ 遺言執行者等	
<small>(注) 受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。</small>			
氏名	姓	東 京	
	名	和 男	
<small>(注) 法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。</small>			
住所	〒	1 7 3 - 0 0 0 4	
		東京都板橋区板橋 1 丁目	
	番地	4 4 番 6 号	
	建物名		
出生年月日	3	1: 令和 / 2: 平成 / 3: 昭和 / 4: 大正 / 5: 明治 / 6: 不明 (注) 6: 不明の場合、年月日は記入不要です。	
		4 0 年 1 1 月 1 5 日	
会社法人等番号			
<small>(注) 法人の場合のみ記入してください。</small>			

(注) 記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。



1003

ページ数 3 / 5

受遺者等又は遺言執行者等の全員
に対する通し番号を記入します。
1名の場合でも「1」と記入して
ください。

受遺者等又は遺言執行者等の該当
する□にチェックしてください。受
遺者等と遺言執行者等を兼ねる場
合は、両方の□にチェックしてくだ
さい。

受遺者等又は遺言執行者等の氏名
及び住所を記入してください。
受遺者等又は遺言執行者等の本人
から住民票上の住所を確認するな
どして、正確に記入してください。
なお、受遺者等又は遺言執行者等
の氏名及び住所を証明する公的書
類は、保管申請手続で添付する必
要はありません。

受遺者等又は遺言執行者等の出生
年月日又は会社法人等番号につい
て、分かる範囲で記入してください。

遺言書に**受遺者等・遺言執行者等の記載**
がある場合には、**必ず本欄の記入が必要**
です。

(参考例)

例えば、遺言書に「○○に**遺贈する**」や「○○を**祭**
祀承継者に指定する」といった記載がある場合に
は、記載されている方を「**受遺者等**」として本欄に
記入する必要があります。

(注) 相続人(下の豆知識を参照)に対して「○○に**相続させ**
る」と記載している場合には、その相続人は「**受遺者等**」
に**当たりません**ので、本欄に記入する必要はありません。

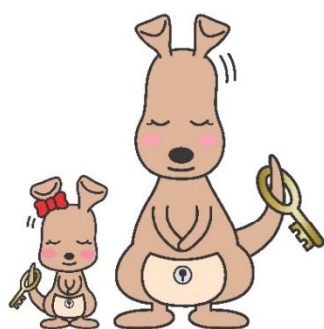
また、例えば、遺言書に「○○を**遺言執行者に指**
定する」といった記載がある場合には、記載されて
いる方を「**遺言執行者等**」として本欄に記入する必
要があります。

※予備的に記載されたもの(受遺者等・遺言執行者等が遺言者
より先に亡くなった場合に備えて、次順位の受遺者等・遺言
執行者等を定めるもの)についても、本欄に記入する必要が
あります。

例えば、遺言書に「Aに遺贈する。ただし、遺言者の死亡
以前にAが亡くなった場合には、Bに遺贈する。」といった記
載がある場合には、本欄には、AとBの両方を記載する必要
があります。

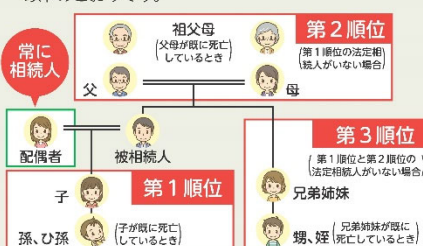
※詳細については、法務省ホームページをご覧ください。

(https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/01_juisya.pdf)



豆知識

●法定相続人とは？
以下のとおりです。



●遺言書保管所とは？

遺言書の保管に関する事務をつかさどる機関として法務大臣
から指定された全国312か所の法務局を意味します。本ガイド
ブック中では、法務局＝遺言書保管所と置いていただいて差し
支えありません。

●受遺者とは？

遺言により財産を受け取る者(法人を含む)のことです。

●遺言執行者とは？

遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。

●推定相続人とは？

仮に現時点で相続が発生した場合に、法定相続人となる者の
ことです。推定相続人が、相続開始時に相続人であるとは限り
ません。

受遺者等又は遺言執行者等が 日本に住所を有しない場合

居住している海外の住所に宛てて通知をしますの
で、【遺言者本人の確認・記入等欄】の備考欄に受遺
者等又は遺言執行者等の氏名及び住所をアルファ
ベット表記で記入してください(備考欄に記載された
氏名及び住所を通知の宛先として利用します。)

記入例

【遺言者本人の確認・記入等欄】の備考欄

受遺者○○○の氏名

・アルファベット表記の氏名

受遺者○○○の住所

・日本語(漢字、カタカナ、ひらがな)表記の住所

・アルファベット表記の住所

4 指定する者に対する死亡後の通知等欄

指定者通知は、遺言者が亡くなったことを法務局（遺言書保管所）が把握したときに、遺言者が指定した通知対象者に対し、遺言書を保管している旨を通知する制度です。指定者通知を希望する場合は、必ず本欄の記入が必要です。**遺言書が保管されている事実を確実に伝えたいと考える方を指定することをお勧めします。**

通知の対象者は、3名まで指定することができます。通知の対象者を複数名指定する場合は、1名につき用紙1枚を使用して記入してください。

※受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人以外の者を通知の対象者に指定する場合、当該通知対象者は、遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書（遺言書の内容を確認することができる書類）の交付の請求をすることができません。

指定者通知を希望する場合は、遺言者の氏名等を戸籍担当部局に提供し、死亡の事実を取得することに同意いただく必要がありますので、記載されている内容を確認の上、☐にチェックしてください。

①と②のいずれか一方に記入します。
複数名指定する場合は1名につき用紙1枚を使用し
て記入してください。

②受遺者等又は遺言執行者等以外の者を指定者通知の対象者に指定する場合は、遺言者との続柄並びに氏名及び住所を記入してください。通知を適切に行うために、氏名及び住所は住民票の写しを確認するなどして、正確に記入してください。

①受遺者等又は遺言執行者等を指定者通知の対象者に指定する場合は、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入したその者の番号を記入してください。

【指定する者に対する死亡後の通知等欄】※本通知を希望する場合は、☐ にレ印を記入の上、①又は②のいずれかを選択し、通知対象者の氏名、住所等を記入してください。

☒ 指定する者に対する死亡後の通知を希望するため、本申請書記載の私の氏名、出生年月日、本籍及び筆頭者の氏名の情報を遺言書保管官が戸籍担当部局に提供すること、並びに私の死亡後、私の死亡の事実に関する情報を遺言書保管官が戸籍担当部局から取得することに同意する。

(注)同意がある場合には、遺言書保管官は遺言者の死亡の事実に関する情報を取得し、当該遺言者があらかじめ指定する以下に記載の者に対して、遺言書が保管されている旨の通知を行います。

通知対象者に指定する受遺者等又は遺言執行者等の番号 番

(注) 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合は、指定する「受遺者等又は遺言執行者等の番号」を記入してください。

遺言者との続柄 ☒ 1 1:配偶者/2:子/3:父母/4:兄弟姉妹/5:その他 ()[illegible]

住所 〒 100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目

番地 1 番 1 号

[illegible]

2. 複数名指定する場合は、用紙を追加してください。

2. 複数名指定する場合は、用紙を追加してください。

3. 受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。）以外の者を通知の対象者に指定する場合であっても、当該通知対象者は、遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書（遺言書の内容を確認することができる書面）の交付の請求をすることはできません。



4 / 5

5 手数料納付用紙

遺言者の氏名を記入してください。

申請書を提出する法務局（遺言書保管所）の名称を記入してください。
（管轄についてP10 参照）

別記第12号様式（第52条第1項関係）

手数料納付用紙

（地方）法務局 支局・出張所 御中

（申請人・請求人又は法定代理人の表示）
氏名又は名称 遺言太郎

（その他）
納付金額 3,900 円

印紙貼付欄
収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

年 月 日	担 当
担当者が記入しますので、何も記入しないでください。	

ページ数 5 / 5

3,900円分の収入印紙を貼ってください。

貼付した収入印紙には割印をしないでください。なお、法務局職員が申請内容を確認した後に貼付しても差し支えありません。

保管申請手数料の「3,900円」を記入してください。

ステップ3

セルフチェックする①

ご自身で作成した遺言書について、もう一度確認し、チェックしてみましょう。

次ページのチェックシートもご利用ください。

■遺言書の全文、日付、氏名の自署と押印（民法第968条第1項の要件）

- ☐ 1 遺言書全文の自書
ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。
- ☐ 2 遺言書の作成日付の自書
作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
- ☐ 3 遺言者の署名
遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載します。
- ☐ 4 遺言者の押印
押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

■自書によらない財産目録（民法第968条第2項の要件）

- ☐ 1 自書によらない財産目録を添付する場合は、その毎ページに署名し、押印する必要があります。
- ☐ 2 自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。
- ☐ 3 平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合は、財産目録も自書である必要があります。

■遺言書の文言の変更・追加（民法第968条第3項の要件）

- ☐ 変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。

■本制度の様式上のルール（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式）

- ☐ 1 用紙がA4サイズで、裏面に何も記載されていないことが必要です。
- ☐ 2 上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白が必要です。
- ☐ 3 遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。
- ☐ 4 複数ページでも、とじ合わせません（封筒も不要）。

■その他の注意事項

- ☐ 1 推定相続人以外の者に対しては、「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。受遺者等は、申請書に記載する必要があります（予備的遺言により受遺者等となる方についても含まれます。）。
- ☐ 2 遺言執行者を指定した場合、遺言執行者を申請書に記載する必要があります。
- ☐ 3 自書によらない財産目録について、コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っていることが必要です。
- ☐ 4 付言事項がある場合は、自書により、遺言書本文に記載します。

ステップ4

セルフチェックする②

法務局（遺言書保管所）に行く前に、以下のチェックシートでもう一度確認してみましょう。

遺言書の作成について

- ☐ 1 ご自身が作成した遺言書について、民法上の要件や様式上のルール等が守られているかどうか確認しましたか。
(前ページのチェックシートを活用してご確認ください。)

申請書の作成について

- ☐ 2 申請書は、記載すべき事項を全て記載していますか。該当する□にチェックを入れていますか。
- ☐ 3 遺言書に受遺者等又は遺言執行者等を定めた場合は、申請書の「受遺者等・遺言執行者等欄」に記載しましたか。
(推定相続人に「遺贈する」旨を遺言書に定めた場合も、当該推定相続人を申請書の「受遺者等・遺言執行者等欄」に受遺者として記載します。)
- ☐ 4 指定者通知の申出を希望する場合、情報の取扱いに関する同意事項欄の□にチェックを入れていますか。
- ☐ 5 指定者通知の申出を希望する場合、通知対象者として、3名以内を指定していますか。
- ☐ 6 申請書は、拡大・縮小したものではありませんか。片面印刷されたものですか。

添付書類等について（裏表紙も確認願います。）

- ☐ 7 遺言者の本籍（外国人は国籍）及び戸籍の筆頭者の記載のある住民票
- ☐ 8 遺言書が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文
- ☐ 9 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード等)
- ☐ 10 3,900円分の収入印紙

予約について（裏表紙も確認願います。）

- ☐ 11 管轄の法務局（遺言書保管所）に予約しましたか。

重要①

添付書類等の準備について

遺言書の保管手続に必要なものは以下のとおりです。
忘れずに準備しましょう。

① 遺言書（自筆証書遺言）

※ 遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文も添付

② 申請書

③ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書
旅券 在留カード 特別永住者証明書 等

・ 手続時点で顔写真付きの官公署から発行された身分証明書をお持ちでない方には、マイナンバーカードの取得をお勧めしています。

④ 本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票等

（マイナンバーや住民票コードの記載のないもの）

※ 必ず証明書原本を持参していただき、原本の返却を希望する場合は、コピーに「原本と相違ない」旨及び「氏名」を記載したものを併せて提出願います。

⑤ 3,900円分の収入印紙

重要②

予約について

兵庫県内の法務局（遺言書保管所）は、10ページで確認いただけます。

1. 手続の予約制（※ 必須）について

必ず事前に法務局（遺言書保管所）への予約が必要です。

2. 予約方法について

予約は法務局手続案内予約サービスの専用HPで行いましょう。
（24時間365日可）

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

その他にも以下の予約方法があります。

- ① 法務局（遺言書保管所）への電話による予約
- ② 法務局（遺言書保管所）窓口における予約

※ 手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）へ直接お申込みください。

①②の受付時間：平日9:00～17:00まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

3. 予約の注意事項

- ① 予約は、申請を行うご本人の名前で予約し、御夫婦などの複数人がそれぞれの遺言書の手続を行う場合は、お一人につき1件の予約が必要です。
- ② 当日の予約はできません。

